

◆ 十番(今井光子)

災害に強い奈良県づくりについて質問します。

ことは、例年にないほどの台風が次々と上陸し、各地に多大の被害をもたらしました。新潟地震でも甚大な被害を及ぼしました。八月には大塔村で地すべりが起こり、土砂が川をもう少しでふさいでしまうところでした。日ごろから災害に強い奈良県づくりを心がけることが必要です。

住宅の耐震対策といたしまして、阪神大震災では、亡くなった六千五百人の八割が家屋の倒壊によるものです。とりわけ、現在の耐震基準が設定された昭和五十六年六月以前の老朽化した住宅に住む高齢者が犠牲になっています。静岡県では東海地震に備え、T O U K A I - O というプロジェクトを立ち上げ、家屋の倒壊による圧死者をゼロにする取り組みが進められています。家具の固定も進められております。県内にある基準以前の個人住宅六十万戸を対象に、既存住宅耐震診断事業、これは、十四万四千円を補助対象の上限として三分の二、上限九万六千円までの補助が受けられます。さらに木造住宅耐震補強事業として、耐震診断で倒壊または大破壊と判定された住宅には補助金三十万円までの助成が、さらに高齢者には二十万円の割り増しがあります。既存住宅耐震診断事業として、住宅以外の建物、ブロック塀などの改修や家具の固定にも補助があります。そして、テレビで県民に耐震化をすれば補助が出ることを呼びかけています。

奈良県では、新たな耐震基準以前の住宅が、平成十三年の調査で、人口二万人以上の二十二の自治体で十七万戸あります。備えあれば憂いなしと言いますが、災害が起きて多くの命や財産が犠牲になり、その復旧に莫大な費用がかかることを思えば、個人住宅への助成は、より効果的です。また、不況の中で地元業者の仕事の確保や雇用拡大にもつながります。経済の波及効果や地元にお金が落ちること、地域の

お金が循環することは、地域の活性化にもつながります。奈良県でも実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

静岡県では、県が所有する公共建物の耐震性能に係るリストの公表が行われております。災害時の拠点となる建物、県庁や県警本部、避難場所になる学校や体育館、病院や社会福祉施設、道路や河川などの応急復旧工事を行う土木・農林事務所、保健センターや公園、図書館、県営住宅などです。奈良県でも学校の耐震化は大規模改修のときに行うということだけではなく、目標を定めて公共施設の耐震化計画を策定し、進捗状況を公表するように要望しておきたいと思います。

吉野桜ゴルフ場の跡地問題で質問いたします。

吉野はこのたび、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録をされました。長い歴史の中で、この土地に生き、伝統や文化を守り続けてこられた多くの方々がいたからこそ実現できたものです。吉野桜カントリーゴルフ場跡地は、蔵王堂のある吉野山の西隣の尾根に当たります。和解文では、名勝吉野山に隣接し、世界遺産暫定リストに掲載された、極めて貴重な吉野の歴史的環境と一体をなすと記されております。

八十四年の四月に六田区に初めてゴルフ場開発の話が上がりました。開発地の直下に位置し、開発区域を源流とする九条谷川、奥六田川が区内を走るように流れております。開発や農業用水、土砂災害を心配した地元は反対を表明、当初は県の関係各課もそろって、水利権者である六田地区の同意は必ず必要だと言っておりました。ところが、事前協議を重ねる中で、開発地域の調整池が六田区から左曽区側に三十メートルほど移動し、九二年十二月二十四日、都市計画法二十九条に基づき開発許可がおろされました。無謀なゴルフ場の開発で、調整池の溢水によって地元は二度にわたって冠水をしております。最も危険な箇所には民家三軒が建っております。六田の清流は、万葉集にも「蛙鳴く六田の川の川柳のねもころ見れど飽かぬ川かも」、いつまで見ていてもあきないほど美しい川だと詠まれております。それが、

ゴルフ場の開発によって蛙も激減し、工事中は蛍や稚魚も全くいなくなり、死の川になり果てました。

お上のすることは間違いないと信じてきた地元の住民は、孫子のためにと、業者を相手に裁判を起こしました。途中で開発業者の村本建設が倒産、二〇〇一年九月十一日、大阪高等裁判所において和解が成立、業者は九月二十八日、開発行為に関する取り下げを行いました。既にそのままの状態が三年が過ぎております。二十アールも山肌はめくられ、谷は埋め立てられ、やせた尾根につくられているダムのような調整池はそのままで、地元では頭上に爆弾を抱えているようなものと、不安にさらされております。和解にあるように、ゴルフ場の跡地利用は、歴史的環境にふさわしく復元し、下流の災害のない状態になってこそ初めて真の解決になります。住民は県がゴルフ場開発を認可しなければこんなことにならなかつたと、県行政に憤りを感じております。開発申請の際に県が求める同意とは何かをお聞かせください。

裁判による和解では、第六項で、開発業者は土地に関して、今後、監督官庁たる奈良県知事から発せられる行政処分、行政指導を確実に守る、出された回復期限の猶予を守るとしてしておりますが、県は業者から出された回復期限の猶予を三度にもわたって更新し、来年の三月三十一日まで延長しております。いつまでこれを繰り返すのか、もう最後にしてほしいというのが住民の願いです。県の考えをお聞かせください。

和解では、跡地利用のこととして、この土地が吉野の歴史的環境と一体をなすものであり、それにふさわしいものにするとしております。ところが、管財人が提示してきたものは、違反の例示までされた巨大墓地、また巨大ミルクパークなど、およそ吉野の歴史、伝統から乖離したものを持ち込んできております。吉野町では昨年、議会が全会一致で跡地の取得決議を行い、一億円という額を提示しましたが、値段の折り合いがつかず、そのままになっております。現在も新たな申請が出ていますと聞いておりますが、住民は調整池の管理などが将来にわたってできるように、公的機関の所有になることを願っております。

本日傍聴にお見えの直木孝次郎先生が代表されておりました吉野を愛する会は、万葉植物園構想を提案しております。内容は、痛めつけられた山肌を復元し、吉野山の風土的環境を理解するために、標本樹を個別に植えるのではなく、関連樹種を再生可能な規模のグループにまとめて育成し、それらの組み合わせで万葉植物園の効果を出そうというものです。生態系に立脚した幾つかの森の集合体が万葉植物園構想です。周辺は、世界遺産の吉野の大自然と歴史的な景観があります。万葉の地、吉野を愛する全国の熱い視線がこの土地の行方を注目して

おります。開発許可をおろした県として、和解条項にふさわしい利用がなされるように、町任せにせず、支援をしていただくよう要望しておきます。

◎土木部長（南哲行）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しまして、まず一点目、災害に強い奈良県づくりといたしまして、既存住宅の耐震診断や木造住宅の耐震補強に対する助成などの取り組みについてということでございます。

木造住宅の耐震性の確保は、地震から県民の命と財産を守るために重要であると認識しておるところでございます。県としましては、木造住宅の耐震化に向けて、国の助成措置の制度化や技術開発の状況を踏まえまして、市町村に対する木造住宅の耐震化への技術支援やさまざまな情報提供を行うとともに、あわせて、県民に対する木造住宅の耐震化に関する基礎的知識を普及させる役割を担っているものと考えております。このような考え方のもとで、既に県としては、昨年度から木造住宅の耐震診断をモデル的に行いまして、その結果を改修事例等も含めて情報提供するとともに、県民の相談に応じられる技術者の養成講習会や、県民に向けての講演会を実施しているところでございます。今後も、東南海・南海地震や奈良盆地東縁断層帯等により、大規模地震の発生の可能性が言われている中、ことし新潟で発生した地震による木造住宅の被害の状況を参考にしながら、引き続き木造住宅の耐震化に向けた取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、二点目といたしまして、吉野桜ゴルフ場跡地に関連しまして、開発許可申請の際、県が求める同意とは何かということでお尋ねいただいております。

お尋ねの開発許可申請の際に県が求める同意と申しますのは、都市計画法第三十二条によります、水路など開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意、それと同法、つまり都市計画法第三十三条によります開発区域内の土地所有者等の同意でございます。

次に、同じ吉野桜ゴルフ場跡地について、開発計画が中止されてから三年、三回回復期限の猶予更新を行っているけれども、県の考え方ということでございます。

本ゴルフ場の計画につきましては、平成四年に開発許可がされた後、工事途中で事業者が倒産し、その後、民事上の訴訟についての和解を経て、平成十三年に廃止届が出されたものでございます。県としましては、その後、本ゴルフ場跡地の利用計画についてのさまざまな議論

がなされていることから、跡地利用計画がまとまるまでの間、適切な防災施設の維持管理を行うことを条件として、開発行為の廃止に当たって必要な里道・水路の機能回復についての猶予を認めてきたものでございます。

以上でございます。

◆ 十番（今井光子）

ゴルフ場の問題です。

ゴルフ場の問題は、もう始まりましてから十八年の経過が過ぎております。この県の行政処分や命令に従うという和解条項が出ておりまして、県が業者に対して、町が提示した金額で買い取るようにというような命令を出せば、例えば森林公園の事業というような国の事業があります。これは、市町村が所有すれば、国や県の負担で植林ができるようになっておりますが、お金もないときですので、全部が全部それをしなくても、崩壊など緊急に植林が必要なところを、万葉の森という構想のもとで生態系に合ったものを植林していく。自然の再生も考えて、自然に時間をかけて万葉の森というものをつくっていく。清流を取り戻す。先ほどの議論でも体験型の観光の話がありましたけれども、体験型の観光としてコーディネートをしまして、例えば、長野県で野尻湖の発掘というのがあります。ナウマン象の化石を発掘するのに四十年も続いている事業ですけれども、全国で会員を募りまして、夏休みとか春休みなどに、万葉のセミナーとか山の学校、また、こうしたものをあわせた滞在型の観光の拠点として考えていく。

この間の運動で、この土地は非常に全国的にも注目を浴びた土地になりました。本当に全国のたくさんの人たちが、このゴルフ場から自然を守ってほしいという、そういう地元の人たちの訴えに共鳴をして、さまざまな支援をいただきました。この運動は恐らく後世の歴史に語り継がれていくのではないかとこのように思っております。この跡地の問題で、どういうふうに今後県は考えていこうとしているのか、その点で知事のお考えがありましたら、お伺いをしたいというふうに思います。

◎ 土木部長（南哲行） 吉野桜のゴルフ場の跡地について、県はどう考えているのかという再質問だと理解しております。県といたしましては、先ほど答弁いたしました、さまざまな議論が今なされておるという中で、その動向を見守っていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

◆十番（今井光子） 私は、奈良県の安全の問題で今回質問をいろいろさせていただきました。そのときに、本当に今県民の生活が大変なときに、県民のさまざまな暮らしを守る、そういう立場で県が頑張っていくのか、それとも、国のいろいろなものの押しつけ、国の政策の押しつけの中で吉野のゴルフ場の問題も、国のリゾート法のそういう流れの中で出てきている問題だというふうに認識をしておりますが、そういうものを押しつけて県民に犠牲を強いてきているのかという、そのあたりが私は非常に問われる中身ではないかというふうに思うわけです。

そうしたときに、この福祉医療の問題につきましても、三十年前にこの場で奥田知事が提案をした。知事は、三十年後の奈良県を検討をする、計画をつくるというふうに言うておりますが、果たして柿本知事の出す計画を、三十年後にその席に座る方がどんなふうに対応するかはわかりませんが、しかし、それよりも、もっと今困っている県民の皆さんのいろいろなことに耳を傾けて、ぜひそれに見合う政策をしていただきたいというふうに思います。

例えば老人の医療費でも、十一億八千万円ぐらいの予算になっておりますけれども、今、奈良県の公共事業の予算が一千百億円ですが、その一％を削減するだけでも十一億円のお金は生まれてきます。今度の議案の中に談合の情報があって、住民の人たちが業者を相手に訴えをして、そして、裁判所の和解で奈良県にお金を返しなさいということで、一千百万円ほどのお金が返ってくる議案が入っておりますけれども、これではあまりにもおかしいんじゃないかなというふうに思うわけです。やはりいろいろなところを工面しても住民の生活を守るという立場で頑張りたいということ強く要望いたしまして、私の発言を終わらせていただきたいというふうに思います。